

委員会議事録

1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

①認定第1号 平成27年度光市水道事業決算について

説 明：宮崎業務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②議案第65号 平成27年度光市水道事業未処分利益剰余金の処分について

説 明：宮崎業務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○土橋委員

一般質問で、私は、塩田地区の水問題についてお聞きをしたわけでありましてけれども、そのときに、今後は関係所管と協議をするんだということでもございましたけれども、この協議内容について、ちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

○福島水道局長

塩田地区の水問題について分析してみますと、塩田地区の水については濁り水、さらには水量不足、また両方困ってる方もいらっしゃいます。

ただ、地区全体に際立つとということではなしに、点在しているということでもございます。そういうことで、アンケートなり、いろんな対話集会の中で、水道局としては認識しておる次第でございます。

この解決方法というのはいろいろあるわけですが、まず第1点として、上水道の整備、これも解決方法の一つだろうと思います。

それ以外でどのような給水方法があるのか、あわせて検討していくことが必要ではなかろうかと、問題解決をするために必要ではなかろうかというふうに考えております。

3番目としまして、この水問題を解決するには、市民目線から見ると、水道局、行政、一つなわけでございますが、これは水道が整備するということになれば、所管は水道でございます。他の方法で整備するということになれば、これは市長部局の所管になります。そのようなことを基本に置きながら、どのような解決をしていくのがいいのかというのを今調査研究しとる次第でございます。

また、それについて、それぞれの方法において、手続、時間、事業費、財源の確保をどのようにするかといった点についても、あわせて調査研究しなければならないというふうに考えております。

詳細につきましては、この場でお示しすることはできませんが、そういう段階には至っておりませんが、よりよい形での解決方法を見出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○土橋委員

わかりました。そうはいいましても、地域住民が困ってることについちゃ間違いないわけでありまして、その協議内容が最終的な結論ということになってくると、いつごろ出るんだろうかと、いつごろになるのかということについてお聞きをしたいと、申しわけない。

○福島水道局長

先ほど申しましたように、現時点では、まだどういう方向でやるのか、またしないのか、いろんな考え方あると思います。そういう方向づけは、まだできておりません。いずれにしても、いろいろな形で検討しながら、協議しながら、スピード感を持って対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○土橋委員

スピード感を持って対応したいということでもありますけれども、それはそれでして、ありがたい話であります。もう既に3月で取り上げ、6月になり、9月なりというような状況ですから、もうスピード感、具体的に何月ぐらいをめどにというような、そういう踏み込んだところまで話できませんか。

○福島水道局長

この問題が出ましたのは、ことしの3月議会での一般質問からでございます。こういう大きな問題を短期間で解決しなければならない問題ではあります。なかなかいろい

ろな問題点がございまして、厳しい問題でございます。方向性を見出す云々というところまでいけば、協議段階へ入るわけでございますが、まだそこまで到達しておりませんので、考え方の方向としては、やはりできれば今年度中という目安は立てますが、ただ、これは協議が調わなければ非常に困難な問題でございますので、気持ちとしてはそういう気持ちでございます。

以上です。

○土橋委員

わかりました。早く調べてもらって、今年度中に結論が出るように、「やさしさあふれる『わ』のまち ひかり」でございますので、ひとつよろしく願いをしておきます。以上です。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

2 病院局関係分

(1) 付託事件審査

①認定第2号 平成27年度光市病院事業決算について

説 明：守田病院事業管理者、西村病院局経営企画課長兼新光総合病院建設副室長 ～
別紙

質 疑

○森戸委員

ちょっと1点だけ、決算参考意見書の48ページなんですが、過年度の未収金の収納状況についてなんですが、25年と26年で比較をすると、大幅にこれは回収したということだろうと思うんですが、それはどういうあれですか、何らかの理由があったんですかね。

○田村光総合病院業務課長兼防災対策室副室長兼管理部新光総合病院建設副室長

前年度未収金の25年度と26年度の差でございますけど、26年度末につきましては、どうしても年度末に入院されてる患者さんの未収金が残ることになります。月を越えての請求になりますので、その影響が大きくなります。

○森戸委員

それは、毎年のことじゃないんですかね。というか、20年からこう比較してみると、増えてきてるので、どうなのかなという、ただそれだけですけどね。ちょっとわかりやすく説明してもらおうと、今のじゃ、その1年だけが特異なように映りますけども、ならしていくと、そうじゃないように思えるんですが。

○田村光総合病院業務課長兼防災対策室副室長兼管理部新光総合病院建設副室長

済みません。24年以前につきましては、年度末に入院しておられた患者さんは、4月以降にお支払いになることになりますけど、そのお支払いになられた金額が回収されておりますので、お支払いになられてない方だけが、21年度、22年度、23年度と、残ることになります。

ただ、26年度につきましては、3月の月の途中で退院されました患者さんはお支払いになりますけど、3月末に入院された患者さんにつきましては、27年4月以降にお支払いになりますので、どうしても年度末の金額は多いことになります。

○森戸委員

ちょっとわかりにくいんですがね。ごめんなさい。よく理解できない。いや、収益として増えてるんで、いいことなんですけど、わかりました。わかりましたというか、私は、取り立てがひどくなったのかなと単純に思うただけなんですけど、支払いのタイミングが変わったということですかね、簡単に言うと。当該年度に入るようになったということですかね。

○田村光総合病院業務課長兼防災対策室副室長兼管理部新光総合病院建設副室長

済みません。例えば、25年度末をあらわしたときも、25年度末の決算時点では、どうしても25年度の未収額というのは、26年度と同じぐらいの額になることになります。どうしてもお支払いのタイミングが年度を越えてのタイミングになりますので、未収として残ることになります。

○森戸委員

また、後聞きましょう。はい。

○磯部委員

済みません。確認だけさせてください。12ページの、私の聞きようが悪かったのかもかもしれませんけれども、過年度損益の修正損の中に労災返納250万円というふうに言われたと思うんですけれども、労災認定が、要するに保険適用になったということで返納されたという理解でいいんでしょうか。理解を深めるために教えてください。

○小田大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

労災保険のほうに請求を行ってございましたけれども、労災保険のほうに期限というのがあるんですけども、それが切れてございましたことを事務のほうに、うまく連絡が来ておりませんでした。そのため、労災のほうに請求してしまいましたので、これは労災以外の保険で、社会保険のほうで請求するべきものだったということで、労災保険のほうにお金をお返ししたというものでございます。

○磯部委員

はい、わかりました。何で返納が発生するのかと思って、ちょっと不思議だなと思ったものですから、わかりました。済みません。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②認定第3号 平成27年度光市介護老人保健施設事業決算について

説 明：原田介護老人保健施設事務係長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○磯部委員

済みません。2点ほど確認をさせていただきます。

日々いろいろな御努力をなさって、収益を上げるのに努力なさってるという取り組みは、よく十分理解しておるところでございます。にもかかわらず800万円ちょっとの減収になったというのは、改めて介護報酬の改定の影響によるものがほぼ、ほとんどだという理解でよろしいのでしょうか。

○原田介護老人保健施設事務係長

お答えします。

平成27年4月に介護報酬改定がございまして、報酬の3%減となっていることも影響の一因だと考えております。

○磯部委員

収益を伴うところでございます。通所に対しても積極的ないろんな御努力をされてるということはよく理解をしております。

もう一点、以前から私、音楽療法士のここはすごく影響がありまして、認知症の方にとっても非常にいい取り組みだと思っておりますが、以前、遠くからこの方はいらっしゃっていらっしゃると思うんですけれども、ある一定の願いをした時期、そのあたりも考慮して、長年その方をお願いをしていると思うんですけれども、周辺地域にも音楽療法士さん結構いらっしゃいますし、こういう経費の節減という意味もありまして、いろんな意味で民間が今この音楽療法士さんも活用されてやっていますので、そのあたりも考慮して、そういった取り組みの改善、そのあたりはどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○原田介護老人保健施設事務係長

委員さんがおっしゃられたとおり、昔からお願いしていること、継続している一因だと思っておりますが、今お願いしている先生につきましては、県内で一目置かれている方ということで伺っておりますので、継続してお願いしている状況でございます。

また、参考資料の5ページの音楽活動事業の費用の中に含まれてはいるんですけども、音楽療法の講師として光市内の2名の方をお願いして、そちらのほうで今の先生の指導のもとで、新しい光市内の講師の方が勉強しながら、うちのほうで行っていただいているという経緯もございます。

以上です。

○磯部委員

はい、わかりました。患者さんにとって非常にいいメリットのある、そして経費も抑えられると、そういった工夫も今後検討していただきたいというふうをお願いしておきます。

以上です。

○土橋委員

大和に民間のができましたね。あれはどのぐらいの影響ありますか。

○原田介護老人保健施設事務係長

新しいデイサービスができておりますけれども、地域密着型ということで、定員が9床と聞いております。今稼働としては、大体5、6人来ていますか来ていないかというような状況でございますので、全然影響がないといえ、語弊になるかもしれませんが、それほどまでに影響はないのではないか、それ以上に近隣のデイサービス等が増えているほうが影響があるのではないかと考えております。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○木村（則）委員

済みません。ちょっと私も8年やってきて、ちょっと今さらなんですけれども、きょうは決算をいただいたわけですが、こういった参考資料の中に職員のドクターであるとか、スタッフの方の給与というのはどこか、1人当たりというのはどこか、これは予算の中で示されてるんですけどか。済みません。

○西村病院局経営企画課長兼新光総合病院建設副室長

給与につきましては、職種毎の表示は決算の中にしておりますけれども、1人当たりのものは、決算の中には出してはおりません。

ただ、予算の中で、1人当たりの平均給与額は掲載させていただいております。以上です。

○木村（則）委員

済みませんでした。これはドクターだとかスタッフだとか、それぞれの職種に従って出ると、はい、済みません。失礼いたしました。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

3 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第60号 平成28年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

ちょっと1点だけ、8ページの真ん中あたりの子育てサポーターなんですが、市内でどのぐらいの方がいらっしゃって、その有資格というのは何かあるんですか。

○西村子ども家庭課長

この子育てサポーターは、山口県福祉人材センターが主催をいたします「やまぐち子育てサポーターバンク」登録制度というのがありまして、その研修を受けた方がこのサポーターということになります。現在、本市では2名ほど予定をしております。

以上でございます。

○森戸委員

じゃ、あくまで御経験とか、そういったところ、特に何か免許とか、そんなものはなくていいんですね。

○西村子ども家庭課長

済みません、説明が。保育士等の資格を持ってない方にこの研修を受けていただいてサポーターになっていただくと、そういうものでございます。

○森戸委員

了解しました。はい。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第61号 平成28年度光市介護保険特別会計補正予算（第2号）

説 明：植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告：①公立幼稚園の再編について

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

2 ページの保育年数なんですけど、夏休みなどの長期休業期間中の預かり保育については、導入に向けて検討を行うということなんですけど、今はどうなってるんですか、夏休み、長期休業期間中は。現状です。

○竹内幼児教育指導担当課長

休みとなっております。

○森戸委員

はい、わかりました。休みなんですね。わかりました。

あと特色のところ、強みを生かす取り組みをするということなんですけど、具体的にはどういうことをやられるんですか。

○西村子ども家庭課長

これから検討になると思うんですけども、教育委員会のほうとも連携を密にしまして、今教育委員会のほうで15歳までを見通した具体的な取り組みを実践し、子供の学び、育ちをつなぐ教育というのを今目指しておりますので、その辺でちょっと考えていきたいと考えております。

○森戸委員

はい、わかりました。

それと、このエの保育料についてなんですけど、今までのこの金額6,490円の根拠は何なんですか。

○西村子ども家庭課長

市への交付税の算入価格ということでございます。

○森戸委員

今までそうだったとして、私立との差があったわけなんですけど、今まで料金を上げようということは考えなかったんですか、なぜこのタイミングなのか、よくわからないんです。

○西村子ども家庭課長

子育て新制度になりまして、保育料の算定について、国の算定する教育・保育に要する費用の限度、いうたら国が定める保育料というか、これぐらいかかるだろうというのを、保育料を徴収したらどうだろうかという金額に対して、所得に応じて、あと市が定めるということになりまして、今その制度が変わりまして、市内の保育園についてはそれに基づきまして、表にありますとおりの保育料になりました。そういうことで、今回公立も保育サービスが同じになることから、合わせてまいりたいと考えております。

○森戸委員

私立の幼稚園等の保育料が上がったから、それに合わせるんだということなんですか、その辺ちょっとよくわかんないんですけどね。

○西村子ども家庭課長

いえ、そういうことではないんですけども、保育のサービスがあくまで同じになったということなのでということでございます。

○森戸委員

保育のサービスが同じになったという、何が同じになったんですか。

○西村子ども家庭課長

例えば、今まで2年保育であったのが、3年保育になったと、それからこれからいろいろその夏休み導入にかけて検討するということでございます。

○森戸委員

その2点で3倍になるんですか。

○西村子ども家庭課長

その2点だけというものではなくて、いろいろ保育の必要量とか地域の実情とか、そういうものを勘案して合わせるということでございます。

○森戸委員

ちょっとはっきりわからないのは、3倍近くになるわけですから、それなりのサービスが行われることをきちんとお示しをする必要があるかと思うんですが、今聞いている段階では、ちょっとまだ納得ができないといえますか、この保育料の部分なんですが、例えば他市と比べると、どうなんですか、金額的には。

○西村子ども家庭課長

他市にもそれぞれありますけども、岩国市におきましては、光市と同様の考え方でご

ざいます。

○森戸委員

これは周南3市レベルで見ると。

○西村子ども家庭課長

周南市は現状のままでございます。

○森戸委員

現状のというのは。

○西村子ども家庭課長

当初の公立保育園の交付税算入価格の金額でございます。

○森戸委員

周南は2年ということですか。

○西村子ども家庭課長

周南は3年保育でございます。

○森戸委員

じゃ、それでもいいんじゃないんですか。

○西村子ども家庭課長

そういったこともあるかもしれませんが、本市といたしましては、やはり民間事業、最初、当初の設立のときの民間機能の量的な補完機能、そういったものとかを考えまして、民間事業者との公平性との観点から、合わせたいと思います。御理解をお願いいたします。

○森戸委員

いや、それはわかるんですが、これだけ上がるんですから、私はびっくりされると思うんですね。ですから、それに見合うサービスの量ないし質が上がらない限り、納得はなかなかされないんじゃないかと思うんですが、私は、今の部分だけの説明では不足なんかなというふうに思います。実際に保護者の方とお話をされたというふうには聞いてるんですが、こういった料金の部分に関しては、3年保育化するよというときにどうだったんですか、お話はされたんですか。

○西村子ども家庭課長

はい。一応保護者の方にこういった引き上げになる方針について御説明いたしまして、

一定の理解をいただいております。

○森戸委員

一定の理解は得たんでしょうけど、ここまで上がるんかいねというところもあるんじゃないかと思うんですが、その辺のところはどうなんですか、その金額は大体このぐらいになるんですよみたいなところはお示しされたんですか、例えばこの民間のところを示されて、この程度ぐらいにはというような説明をされたんですか。

○西村子ども家庭課長

具体的な金額は申してませんが、大体これぐらいになる、民間になるよと、それとこれぐらいになるよというふうな御説明はさせていただきました。

○森戸委員

再度聞くんですが、本当にこれで納得をされるんですか、どうなんですか、納得されたんですか、その時点で。

○西村子ども家庭課長

そのために、現在の在園児につきましては、急激なあれになるので、据え置きということと、これから入られる方については、3年の経過措置ということで御理解をいただけたと思います。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。何と申しますか、本来なら、今、逆に言うと、子育てとか、そういう部分に関しては、3人目は保育料をただにするとか、お金がかからないような流れになってきてるのが世の中の流れと申しますか、と思います。そういう流れと、これは逆行するのかなと思いますが、その辺のところはどのようにお考えになられますか。

○西村子ども家庭課長

先ほども申しましたけども、委員が言われることもごもっともだと思いますが、済みません、公立幼稚園を設置するときの最初の意義というのがございますので、その保育の内容を充実させることはもちろんですけども、民間幼稚園への配慮というのも必要だと思います。

○森戸委員

必要だと思うんですが、おっばい都市宣言をして、「子育てにやさしいまち」というふうに掲げていらっしゃる中で、こういうふうに上げていくというのは、何とも理解がしにくいところかなというふうに私は思います。

結局、3年保育化したことが値上げにつながってしまったというふうにもとれるわけ

なんですね。本当に保護者がそのように望んでるのかどうか、私は、もう一度きちんとつかんだほうがいいんじゃないかと思います。

○近藤福祉保健部長

この料金設定に関しましては、当然、市内全体の幼児教育という視点から捉えております。まずは、基本的に民間とほぼ同等のサービスを行うわけでありますから、この地域の狭い光市において、先ほど周南市のほうでそのまま据え置いている事例、御紹介ありましたけれども、これは特に僻地で、ほかに競合相手もないという、本市とは違う条件が加わっております。

そうした中で見ますと、基本的に保護者のほうは選択肢が、要は公立に行かせるか民間に行かせるか、この時点で、この通園区域の方も両方選択肢はあります。その中で、我々は全体の幼児教育ということを考えたときに、民間とほぼ同レベルのサービスが提供できるということで、その辺を配慮して民間と同じ額を設定したわけであります。

ただ、いきなりそれというのもありますので、先ほど課長が申し上げましたとおり、既に2年保育という条件で入園されてる方について、つまり今4歳で、来年5歳になるお子さんですけど、これは現行の料金をそのまま採用すると、それから今度入られる方については、3歳児は、もう既にそこで選択肢があるわけです。民間に行くのも公立に行くのも、どちらを選択することもできますので、民間と同じ額、4歳、5歳児については、これまでの経緯も踏まえて、軽減措置を設けて、3年で民間レベルに上げるという方法をとっています。

それから、もう一つ、子育て支援の一環として、複数のお子さんがいらっしゃる場合、これについてはこれまでと同様に、2人目、3人目というのは経過措置が図られます。

以上です。

○森戸委員

はい、わかりました。これは議案でもありませんので、これからこれだけ上げて、実際どうなるかは、本当民間との競争になるわけですから、それは行政が民間とどう戦うかといいますか、どれだけのサービスを提供できるかにかかわるんだろうと思いますから、今後は本当に民間での同じ金額での争いということになろうかと思いますので、しっかりとよりよいサービスが提供できるように頑張っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○土橋委員

これは認識として、したいと思ってるということが発表されたという認識でええでしょう。

○西村子ども家庭課長

はい。報告でございます。

○木村（則）委員

今回一般質問の中で、東部憩いの家の入浴の問題が取り上げられましたけれども、ちょっと改めて何点か質問をさせていただきます。ちょっと本会議の中と重複するものがありましたら御了承いただきたいと思いますけれども、答弁の中で、入浴施設をゆーぱーくに統合する方針を決めていたということであったと思いますけれども、これはいつごろ決めたんですかね。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

部長の議会答弁でも申し上げたと思うんですけど、ゆーぱーくのオープン時ということです。

○木村（則）委員

ゆーぱーくのオープン時。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

はい。

○木村（則）委員

ああ、そうなんですね。済みません。ちょっと私、存じ上げなかったのも、失礼いたしました。憩いの家というのはどうしても地域性があるといいますか、なかなか東部にあっては、室積地区の方がお送りをされているわけですけども、なかなかゆーぱーくに行くにしても距離の問題がありましたが、その統合するという時点で、その足の確保についてはどのように考えてらしたんでしょうか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

統合する時点での足の確保につきましては、まず市の全域の高齢者の方が介護予防といった観点から、ゆーぱーくを利用しやすい環境をまずはつくっていくべきであると、そうしたことにつきましてはいろいろな諸課題が生じるわけでございまして、一応そういったオープン時に諸課題が上がっていた状況ではございます。それは所管において整理する必要があったところ、それを整理しないまま今まで続けてきたということでございます。

○木村（則）委員

はい、わかりました。当時から予測はしていたけれども、ちょっとここまでそういった取り組みがなされていなかったということなんですね。憩いの家には、もちろん入浴以外にも娯楽であるとか、そういったさまざまな機能も有しているわけですけども、このゆーぱーくに統合するというのは、浴室部分だけなんですか、というふうに考えていいんですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長
はい。そう考えていただいて結構です。

○木村（則）委員

そうなる、何かゆーぱーくでお湯を使って、また——あつ、そうか、憩いの家ってなくなるといふことなのかね。いや、済みません。ひとり言でした。ゆーぱーくのお湯につかって、帰って娯楽するといふようなことなんでしょうか。

ちょっと違う視点でもう一、二点お尋ねします。

ちょっとボイラーに関してなんですけれども、何か私もちょっと説明会に参加させていただいたときに、たしか5年で壊れたといふふうには伺ったと思うんですけども、その原因といふのは何ですか。

○中邑福祉保健部次長

故障したときに、設置メーカーにも見てもらいました。メーカーにも、はっきりした原因はわからないといふところで、明確な原因は、断定できないということでありました。

以上でございます。

○木村（則）委員

そうですか。明確でなくても、考える可能性といふのはあったんですか。

○中邑福祉保健部次長

メーカーが一つの要因として推定されるのは、水質が関係する可能性はあるといふ話でありました。

以上です。

○木村（則）委員

はい、わかりました。ボイラーが今どき民生用のといひますか、住宅用であっても、大体20年そこそこはもつわけで、5年しかもたないといふのは、どこかに大きい原因があったらろうと思ひます。まあまあやめるといふようなことが前提にあったわけでしょうから、その原因の追求といふのもその辺にとどまったのかなとも思ひますけれども。

最後にちよつともう一点、今後の東部憩いの家のあり方といふ大きい視点で考えた場合に、私も一定の事情といふのは、理解はできるわけなんですけれども、たちまち、まだまだ御理解されてる方がいらっしゃるわけで、例えば浴槽が今あれ男女2つずつ、大小といふふうにあるわけなんですけれども、本当にちよつとお風呂につかれればいよと、小さなお風呂1つだけでも残して、時間帯で分けるとか、そういったことをやりくりしながら、利用者の側がそういったことでも何とかならないかといふようなちよつと折衷案ですかね。

1つ、住宅用より一回り大きいぐらいの浴槽があったかと思いますが、それであれば、本当にプロパンでもしやれば、例えばですけど、最初のコストは大抵ゼロ円です。あるいは買ったとしても、25万円、30万円ぐらいだろうと思いますが、そういうちょっと折衷案的な検討というのはなされてないんですかね。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

ゆーぱーく光の入浴サービスの集約につきましては、公共施設マネジメント、公共施設の質量の最適化を進める上でそういった観点もございますことから、ゆーぱーくのほうに集約ということで検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○木村（則）委員

わかります。けれども、もしそういうふう集約をするということであれば、先ほどの例えば足の確保だとか、もろもろ諸課題といったものを一応一定程度理解、解決するなり、あるいはそれを理解を求めるなりを先に行わないと、なかなか市民の納得というのは得られないと思いますけれども、ちょっと最後にそのあたりお答え願いたいと思います。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

今後、東部の憩いの家の利用者の説明会等も開催させていただきます。その中でも、御利用者の要望も踏まえながら、高齢者の生きがいつくりの拠点として利用を高めていきたいと思っておりますので、今のところこちらとしてはそういうことは検討しておりませんが、そういう話が出るのであれば、一応それをこちらのほうでは研究までとはいきませんが、一応お話としては承りたいと思っております。

○近藤福祉保健部長

恐らく利用されてる方の交通手段というのが、一つの大きな課題であると思います。その辺につきましては、今、高齢者支援課が所管しているちょっと車があるんですが、生きがいデイサービスで使ってる車があるんですが、これを活用できないかという方向で、今かなり前向きというか、かなり実現性の高いレベルで、今検討してるところであります。

以上です。

○土橋委員

そんな話になると、西部憩いの家もそういうふうなことなんだということ。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

ゆーぱーく光のオープン当初から、西部の憩いの家についても、三島のほうに、ゆーぱーく光のほうに集約するというで一応方針は出ておりました。

○土橋委員

それは再々言いよるんだから、それは西部憩いの家の入浴者には、関係者には、ちゃんと説明会なり懇談会なり何なりというのを開いちよるわけ。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

現状は開いておりませんが、今後開催する予定ではあります。

○土橋委員

そこを言うわけいね。何というの、行政の勝手に、安倍総理大臣じゃないが、勝手に、何というか、認識を変えちゃいけないのいね。世の中というのは、それをやめるとき、やめようちゅうていうんだったら、やめるなりのちゃんとした道理あるようなことをやって、そうでなければ、住民からとったら、市役所はますます不信というか、誰らのために市役所ちゅうのはあるんかということになるじゃないですか。

それに、ゆーぱーくの開店当時からということになってくると、憩いの家の設立をされたときの条例ありますよ。あの条例読んでみても、何をやるかいろいろ書いちゃうけども、入浴サービスをやると書いちゃうんだ。それは全然いらわんで、そんなのが役所ちゅうのは勝手にやるわけ、これがあなた方の言う「やさしさあふれる『わ』のまちひかり」なのかちゅうていうのいね。

だから、今度間違いなく説明会をやられるんじゃないけども、その説明会も決めてかかって、木で鼻をくくったようなことをやれば、絶対またええことにならんですよ。今140円に入れるんですよ。ボイラーがちゃんとしてれば。それをゆーぱーくに行くたって、ゆーぱーくは400円かそこら取るでしょうが、どうしてくれるんかと言ったら、何ちゅうて言うんです。そうでしょう。困るでしょう。

だから、そういうふうなものも、こういう質問が出るだろうなというのはわかり切っちよる話じゃから、ならちゃんとあれをして。

それと、もう一つは、こういうものというのは、私が忘れちよるんかもわからんが、廃止をするというような問題ちゅうていうのは、こういうような委員会なりで、例えばさっきの幼稚園のあれじゃないけれども、こういうのを考えちよるんじゃがちゅうのありましたかね。議会もくそくらえで全部決めていくというのは、これはちょっと信じられんのですよ。まさに、もしやってないということになると、これは議会軽視ですよ、これは重大な。それをよう頭の中に入れて進めていかないと、やけどしますよ。言っときますよ。

○委員長

よろしいですか、土橋委員。

○土橋委員

それはこれ以上言うても、今もう決めてかかっちよるから、それ以上のものはないんですよ。

○近藤福祉保健部長

委員の御指摘のとおり、我々は、その方針について議会にお諮りしておりません。これはタイミングを見て、お諮りしたいと思います。その辺につきましても、本当申しわけございませんでした。

○森戸委員

ことしの7月に起こった相模原の障害者の施設の殺傷事件があったと思います。19人が殺害をされて、26人が重軽傷を負ったということで、先日も手をつなぐ会の方とお話をする機会があって、衝撃を受けておられました。この事件をどのように所管は受けとめられたのか、また現状として何らかの影響、例えば障害の方とかお持ちの保護者の方、何らかの影響が出てないのか、これを受けて、何らかの対応を今後する考えがあるのか、その辺のところをお示しをいただけたらと思います。

○讚井福祉総務課長

本事件につきましては、障害のある人の人権を無視した大変痛ましい事件で、非常に遺憾であると思っております。今回の事件において、特に施設の利用とかに対して不安を訴えるような御相談等は、現時点では特にございません。

ただ、やはりこういった事件があって不安に思っているというような声は、若干届いてきておるところでございます。

対応ですが、本事件が起きまして、まず事件が起こった翌日ですか、県のほうから注意喚起の文書が参りました。それにあわせて、改めまして市から障害者施設、高齢者施設、社会福祉法人等に対し、日中及び夜間における施設の管理、防犯体制の構築と夜間等における施錠などの防犯措置の徹底、それから警察等、関係機関との協力、連携体制の構築、有事の際の迅速な通報体制の構築、あわせて地域に開かれた施設運営により、地域住民との連携協力が不審者の発見等、防犯体制の強化につながるということ、さらには自己点検を行って、現状での課題、問題点の把握に努めて、改善に向けた適切な対応を行うよう福祉保健部長名で、文書で注意喚起を行ったところでございます。

以上です。

○森戸委員

その注意喚起を行ってどうなんですか、具体的にはそういう喚起を行った、例えば有事の体制の構築とか、防犯灯の体制の構築とか、防犯カメラなり、そういうものについては、今後どうなんですか、見ていくというか点検をしていくというか、そこまでするのをやるのかどうか、そこまで権限があるのかないのかわかりませんが、その辺はどの辺まで見ていくんですか。

○讚井福祉総務課長

市のほうは障害者施設の指導の権限といいますか、そうしたものは有しておりません。

これは県のほうが有することになっております。市としましてはこうした事件と申しますか、そういうものを未然に防ぐには何らかのこうした事件の兆候が見受けられるのではないかとということが想定されますことから、そうした兆候をいち早く把握して、即時対応を講じることができるような、そういうふうな考えで、具体的には施設からの要請によって、施設任せにするのではなくて、行政、市と一緒に、そうしたものに取り組んでいけるような、そういったものを構築していけたらというふうに考えております。

○森戸委員

はい、わかりました。県の管轄であるかもわかりませんが、密接に連携をとってやっていただきたいと思います。また、障害者の差別の解消と申しますか、その部分も含めて、取り組みを進めていっていただきたいと思います。

それと、もう一点が台風10号で、岩手の岩泉町ですか、甚大な被害で出て、グループホームで被害が出て、近くの川が氾濫をして、高齢者9人が死亡ということがありました。急激に大雨が降って、自力避難が困難な被害者の高齢者をどう守るかというところが問われているんだらうと思います。

事件を受けて、障害者施設だけではなくて、高齢者の施設ですか、避難のマニュアルの策定とか避難の訓練はどうかとか、その辺のところは光市としての管轄なのかどうかかわかりませんが、その辺の注意喚起と申しますか、その辺は行われたのかどうか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

光市の指定の地域密着型サービスというんですが、こちらが指定している認知症グループホームにつきましては、注意喚起の文書をお送りしてます。特別養護老人ホームとか、認知症グループホームの高齢者施設については、施設ごとに消防計画の策定が義務づけられておまして、その計画の中で、避難訓練の実施、おおむね年2回程度、それと災害時の避難経路に関する記載というのを盛り込むようになっております。

この消防計画は、消防署へ届け出が義務づけられておまして、届け出された際は、消防署が内容確認をして、確認済みという印鑑を押してお返しするんですけど、その中で、避難訓練を実施する場合については、一応消防署の届け出が必要でございますので、消防署に届け出をして、その中で、消防署の立ち会いを希望すれば、消防署が立ち会いのもと避難訓練をすると、おおむね消防署の立ち会いのもとで、市内の施設は避難訓練をしているというのが現状でございます。

以上でございます。

○森戸委員

はい、了解しました。

また、注意喚起を行った部分については、どんな注意喚起を行ったんですか、文書で喚起を行ったと言われたんですが。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

一応県のほうから、被害があったことで、避難体制とか、マニュアルについて、そういった注意喚起の文書がございましたので、これを活用いたしまして、光市内の地域密着型サービスの事業所に文書を流したというところでございます。

○森戸委員

はい、了解しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

4 環境部関係分

(1) その他（所管事務調査）

質 疑

○森戸委員

じゃあ、所管事務調査ということで、下水道についてお尋ねをいたします。

まず1つは、2つです、2カ所なんですけど、上島田の3丁目あたりですか、栄町というところですが、スーパーがあって、県道からちょっと入ったところなんですけど、そのエリアは下水道が引かれておりません。そこに引かない理由というのは何なのか。

それと、木の下橋を三井橋から来て右手に河川管理道を、原地域ですが、入っていくと、そのエリアも河川管理道に面したところは下水道が引くことができません。それはなぜなのか。

その辺のところの御説明をいただけたらと思います。地域から、「聞きたいんじやが」という要望があるって言うことは言うておきたいと思います。

○小田環境部次長兼下水道課長

それでは、下水道が引かれない理由ということで、まず1点目の上島田3丁目、栄町あたりの地区でございます。

この地区でございますが、ここにありますお尋ねの道路でございますが、幅員が4mと非常に狭く、それと県道光玖珂線から約70m入りますと、袋小路になっております。その袋小路の先には、私道が接続しておりまして、アパート2棟が建っているような状況でございます。

この地区につきましては、過去にも下水道の整備について検討してまいりまして、県道からこの地区の下水をとるためのマンホールにつきましては、短時間で施工ができるということで、受け入れ体制はできております。

ただし、この地区でいろいろ協議をさせていただきましたが、いろいろ調べますと、アパートの方、三交代とかかれて、昼夜問わず車の通行がされており、迂回路の確保ができないということで、過去に断念した経緯がございます。

ここの地区につきましては、地元の関係者、あるいは地権者の方の御協力を得れば、私どものほうとしましても、下水の整備を進めていきたいと考えております。

続きまして、2番目の木の下橋の原地区、いわゆる河川管理道になぜ下水道が引けないかということの御質問です。御存じのように、この川は二級河川島田川でございます。河川管理者は山口県でございます。ここの道路につきましては、河川管理道と県の島田川の堤防敷を兼ねております。

この堤防敷に関しましては、山口県は非常に厳しい基準を設けておりまして、河川堤防の縦断方向、いわゆる川の流れ方向の構造物の占用につきましては、山口県が発行しております河川工作物設置許可マニュアルの中で厳しく取り扱いを定めております。

先ほど申しましたけども、ここの地区におきましては、そういう理由から、なかなか河川の縦断占用はさせていただけないということでございますが、ある程度緩和措置も

あるようにも聞いております。

ただし、構造に対しては厳しい、基準がありますので、今後も河川管理者と協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

ありがとうございました。

1点目に関しては、地元の協力が得られれば可能ということで理解をいたしました。

2点目の原地区に関しても、協議をぜひ進めていただきたいと思います。

次の質問に移るんですが、光市内の現在の、何ていうんですか、電気自動車の電源を供給するところですか、は、どのぐらいの設置箇所があるのか。それは、どのぐらいの営業時間なのか。光自体には、保有台数っていうんですか、電気自動車の、どのぐらいの数があるのか。その辺のところの現状がわかれば、教えていただけたらと思います。

○原田環境政策課長

まず、お尋ねがありました電気自動車の充電器でございますが、環境政策課のほうで情報収集して把握している範囲でございますが、光市内には10カ所の電気自動車の充電施設がございます。1カ所で複数の充電器を備えている施設もございますので、充電器の総数といたしましては、急速充電器が6基、普通充電器が8基の計14基でございます。

利用可能な時間帯につきましては、施設の営業時間としているものが多く、おおむね午前9時から午後5時半まで、または午前9時から午後7時までとなっております。ただし、24時間給電が可能な施設もございます。

それと、光市内の電気自動車の台数、これについては、なかなかお示しできるような情報はないんですが、いろんなディーラーさん等との話の中では、40から50台程度ではないかなと推定しているところでございます。

○森戸委員

了解しました。

何が言いたいかという、現状でこの充電する場所というんですか、市内ではこれはどうなんですか。もう十分なのか、その辺のところはどういうふうにお考えなのか。

それと、設置をする充電器といいますか、充電場所といいますか、これは設置をするに際しては、何らかの補助なり、そういうものがあるのか、ないのか。今までの10カ所というのは、どういう経緯をたどって設置がされてきたのか。その辺のところがわかれば教えてください。

○原田環境政策課長

まず、箇所につきましては、御存じのように、6月に里の厨の充電器の営業時間等も変更しまして、その前には、実証実験をしながらアンケートをとった経緯がございます。

そういう中で、市内の施設としては、市が初めて公共施設に設置した、光市でいえば、

北の部分が充電器が空白の地域でしたので、あのあたりを選んで設置したという経緯がございます。あと188号線沿いには結構ございます。

主に設置されておられるのが、車のディーラーさんと、あと宿泊施設が設置されておられるのが多いので、光市の南側のほうは結構設置が進んでおりまして、全体的には、市内の電気自動車の所有者の方からは、市内の充電器が数的にもう少しあったらいいとかというような声は、私のところには今のところは入ってきてはおりません。

○森戸委員

了解しました。充足してるんだろということなんですが、環境政策といいますか、今後は、こういう電気自動車の普及とか、こういう電源の普及とか、その辺はどのように考えていらっしゃるんですか。

○原田環境政策課長

環境基本計画の中で、「ストップ地球温暖化」ということで、電気自動車も含めて、低公害車の普及は、1つの目標となっております。

そういう中で、里の厨に最初設置したときに、実証実験的な形で、利用者アンケートをとっております。その中に、今後どういう場所に充電器を設置してほしいかという項目がありまして、1番がショッピングセンター、2番がたしかコンビニだったと記憶しております。

お買い物時間を利用しての充電とか、そういう部分のニーズ的なものが多いんじゃないかというのが1つあります。

それと、もう一つは、光市内の数としては、ある程度の充足はしているんじゃないかという部分があります。民間企業さんの場合は、充電だけのニーズではなくて、いろんな複数的な要素から設置されることは大いにあると思いますので、そのあたりは、市民ニーズに対して民間業者さんが主導で設置されていくような形での流れになるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。

ちなみに、設置するに際して、補助金とかそういうものはあるのか、ないのか。市ではなくて、国なり県なり。

○原田環境政策課長

本市が里の厨に設置したときには、次世代自動車の充電インフラの整備促進事業の補助金を使わせていただいて、設置費の半分程度は補助をいただくことができました。

民間が設置する部分につきましては、申しわけないんですが、今の時点、ちょっと把握しておりませんので、お答え申し上げかねます。

○森戸委員

わかりました。

行政がやるというよりは、民間にやっていただく流れをどうつくるかが行政としての仕事だと思いますので、よくオープンデータと言われますけれど、オープンにして、これだけつぐところがあるよというところを、ホームページなりでオープンにすることで普及が促進をされたり、利用が高まったりするということはあろうかと思しますので、行政の仕事としては民間に普及させるような流れをどうつくるかがポイントだと思いますので、それがCO₂の削減とか、そちらのほうにつながっていくんだろうと思いますので、その辺の知恵を今後絞っていただけたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○磯部委員

1点だけ確認させてください。

2年前だったですか、下水道の計画区域内においても、室積地域が1年間ぐらい調査をして、7年以内もしくは条件のもとで、7年以内に、またはその条件下で下水道が通らない状況のところに関り合併浄化槽の補助を行うという、そういう制度を新しくつくっていただきまして、今どれぐらいの御利用があるのか、わかる範囲で結構ですので教えてください。

○小田環境部次長兼下水道課長

室積地区の下水道認可区域内の合併浄化槽の補助でございますが、平成28年8月末現在で、2件の申請が出ております。それと、あと認可内ですと、島田で1件、中島田で1件の計4件の申請が出ております。

以上です。

今年度でよかったですよね。トータルですか。（「これまで」と呼ぶ者あり）ちょっとトータルはわかりませんが、27年度が5件、本年度が4件っていう状況でございます。

○磯部委員

わかりました。

済みません、せつかくの制度、新しくそういうふうなことをしていただいたので、ちなみに、どれぐらい今までにあるのかなというふうに、参考までに聞かせていただきました。ありがとうございました。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

5 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第60号 平成28年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：田村建設部次長兼道路河川課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

今、御説明いただきました中の、土木施設災害復旧費のことについてお尋ねいたします。

1,710万円の予算が上げられておりまして、今、説明では、「伊保木線ほか」という形で御説明がございましたけども、伊保木線以外にどういったものがあるのか。

あと、伊保木線については、工事概要といいますか、どれぐらいの延長幅で工事が予定されているのかというのと、そういった工事の進め方について、住民の方への説明はどのように考えておられるのか、教えていただきたいと思います。

○田村建設部次長兼道路河川課長

伊保木線のほかには、入野鹿ノ石線、立野浅江線、先ほど申し上げました片山西畑線。それから、佐内新山線です。

河川では、溝呂井川、田布施川です。溝呂井川は4カ所ございます。

伊保木線の工事概要は、復旧延長22mを予定しております。

地元の方のお知らせでございますが、復旧工事請負業者が決定しました後に、工事期間及び工事内容等を自治会へお知らせする予定でございます。

以上でございます。

○畠堀委員

ありがとうございました。

○委員長

いいですか。

○畠堀委員

はい。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○磯部委員

一般質問でも、江ノ浦道路のことについての質問をされましたけれども、今、一生懸命、警察や国交省との協議中ということで、この協議がある程度決定したら、次年度から、そういうふうな工事には進めたいということでもございました。本当に御苦労があると思いますが、今の進捗状況というのを改めてちょっと確認をさせていただきたいんですが。

それと同時に、10年以上、そのあたりがたっておりますので、地元の方への説明っていうのはどういうふうに考えておられるのか、その考え方だけお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○田村建設部次長兼道路河川課長

先の一般質問で、部長が答弁させていただいておりますが、現在、交差点協議を行っております。山口県警察本部交通規制課及び国土交通省等と詳細な協議を行っております。今年度中に協議が整えば、来年度には工事に着手してまいりたいと考えているところでございます。

地元の方への説明についてでございますが、今後、工事に着手する前には、地元の皆さんには説明会を開催していく必要があると考えております。

以上でございます。

○磯部委員

わかりました。そのあたりのことが順調に進むようお願いをして終わります。

○森戸委員

ちょっと何点かお尋ねをいたします。

まずは、市営住宅についてお尋ねをいたします。

ことしの夏は、35度以上の猛暑日が、山口県は17日ということで過去最高ということだったんですが、市営住宅で熱中症が原因で亡くなられた方が出たということで、その後、何らかの注意喚起といたしますか、そういうものは行われたんでしょうか。

○国広建築住宅課長

7月に、市営住宅の入居者が熱中症の疑いで亡くなられたということがございました。

また、7月に別の一般住宅でも熱中症で亡くなられたということがございまして、全市民に喚起ということで、8月10日号の広報のトップページに、「熱中症から身を守りましょう」という題名で注意喚起を行っているところでございます。

特に、市営住宅入居者を対象とした注意喚起は行っておりません。

以上です。

○森戸委員

わかりました。

これ以外にも、救急車で運ばれたというようなことも聞きましたし、特に、住んでいる方にいろいろ聞きますと、やっぱりコンクリートでもありますし、非常に暑いといいますが、クーラーもつけていらっしゃるんですけど、非常に暑い構造なのかなと思いますので、私は特に入居者に対しては、管理人さんを含め、通知をする必要があるのかなと思います。

逆にいうと、クーラーを持たれてないケースもあろうかと思いますが、その辺のところは、今後は一般の対象とはまた別個に、大家としてですか、注意が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○国広建築住宅課長

注意喚起というところについては、今後チラシ等、そういったものを配布しながら、喚起のほうはしていきたいと思います。

以上です。

○森戸委員

お願いいたします。

それと、公園の管理についてお尋ねをいたします。

具体的に言うと、宗の公園なんですけど、上島田の市営住宅、県営住宅があるところの上にある児童遊園についてなんですけど、ここは以前からも、私も議会で質問しましたし、委員会でも質問しましたし、草刈り含めて管理ができないというふうに、自治会長さんは「もうできませんよ」ということを言われておられます。

現状は、そういう草等の管理については、ルールとしてどうなっているのか、まずその辺のところからお願いします。

○松並都市政策課長

児童遊園地の管理についてお尋ねをいただきました。

児童遊園地につきましては、本市が財産管理を行っております。

ただし、機能維持の管理につきましては、地元の自治会にお願いをしておるのが実情でございます。

以上でございます。

○森戸委員

この宗の公園っていうのは、市営住宅があつて、県営住宅があつて、恐らくその開発に伴ってできたのかなと思いますが、ちょっとよくわかりませんが、入居者数も非常に半分以下、何戸ありましたか、あそこは。半分以下ぐらいになっていると思いますので、管理ができないというのは、見た目にもわかるのかなと思います。

一般の住宅のように、たくさんいらっしゃれば別なんでしょうけど、ここは特に県営住

宅にも公園が、児童遊園っていいですか、があつて、さらに市営住宅のほうが入居が少ないですから、極端な話、自治会長さんともう一人、一般住宅の方のお二人で管理をされているのが現状で、利用頻度もほとんどないといひますか、もう遊具も壊れて撤去もされてますし、私はぜひ一度見ていただきたいなと思ひます。かなり広範囲といひますか、その辺のお話をぜひしていただきたいなと思ひます。

以前は、シルバー人材センターが特別に配慮していただいて、ボランティアで草刈りを、そのエリアに関しては、していただいていたと思ひますが、最近はそれもなくなったということなので、まるっきり地元だけでしか草刈りをしていない状況にあると思ひますので、ぜひもう大変だという声をぜひ聞いていただければと思ひます。地元でぜひお話を一度していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○松並都市政策課長

数多くの公園、児童遊園地を管理している中、私自身も全ての公園を全部現実把握、現状、現地へ足を運び切れてないのが実情でございますが、なるべく現地に足を運んで、そうした声をお聞きして、現状の把握には努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

公園自体を、こういうふうが高齢化をしてきて、草を刈る担い手がいなくなってくるということで、以前にも公園の再生ということで質問をしたことがあります、一般質問で。

そのときに、広島の事例を出して、住民が参加をして、今ある公園を市民と協働で一緒につくる公園といひますか、今の、単に遊具があるという公園ではなく、例えば広島なんかはバーベキューをしたりとか、健康遊具がある公園があつたりとか、今までの公園の枠にとらわれない、さまざまなタイプの公園が、住民と話し合いの結果、つくりかえられてきています。

そういうことに関して、研究したいという御答弁だったと思ひます。その後、どのような研究をされたのか、お示しができればお願いをいたします。

○松並都市政策課長

公園の再生ということで、広島市の取り組みについて、以前、議員から御紹介をいただきました。広島市の取り組みは、公園の維持管理体制を地域住民と行政とが一緒になって進めていく、その前段として、地域住民が一緒になって、公園づくりそのものにかかわっていくということで愛着を持とうですとか、そういったことに主眼を置いた取り組みということで理解をしております。

一例を申し上げますと、日常的に公園を利用されている地域の方々が、公園内で主体的に行う活動、これを市が支援する制度ということで、具体的には花壇をつくったり、遊具の塗装や補修を行ったり、樹木の手入れを行う際、こうした活動に対して、花の苗や、木の苗、セメントやブロックといった材料の提供、あるいはこういった活動のとき

の保険料の負担を市がするものということで、こうした活動を通じて、公園に愛着を持って使っていただくと。

ひいては、地域コミュニティーの醸成でありましたり、防災・防犯面の向上といったものにも寄与するという、副次的な特徴もあるようでございます。

光市におきましては、現在、環境美化ボランティア・サポート事業というのがございまして、市民がボランティア、いわゆる無償で清掃や草引きなどを行っていただく際、こうした活動のときの保険の加入でありましたり、ガンザキですとか竹ぼうきといった用具を支給したりする制度は既に存在をしております。

また、御存じのように、資材支給、材料支給の制度もございます。

このため、現在の既存制度の組み合わせ次第、あるいは工夫をすることによって、広島市に倣ったような同様の制度の創設は不可能ではないのではないかと考えておりますが、ただ、それが本当に光市で活用できるのか、機能していくのかといったような面も含めた、さらなる検討が必要かなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。

担い手がいないというところから、この一連の質問は議会でしたと思います。公園の、新しいものにつくりかえるというのも一つの方法ですし、再編といたしますか、統廃合といたしますか、そういう部分はできるのか、できないのか。ある一定の開発に対して、これだけの公園をつくらなきゃならないとか、そういうルールがあろうかと思っておりますので、その辺のところはいかがでしょうか。

○松並都市政策課長

仰せのように、児童遊園地については、民間の開発事業、団地開発に伴って設置されたものを光市が帰属を受けて、維持管理をしているのが大多数でございます。こうしたものの再編統合というものが、制度的に可能なのかといったことも含めて、まずはしっかり研究をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

ぜひ公園の再編といたしますか、整理統合、新しい観点での公園、今の人口減少社会、高齢化に対応した公園像というものを、ぜひ模索をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

6 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第60号 平成28年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：藤井経済部次長兼水産林業課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

今の林業債の発行についてなんですが、交付される部分に対して、あえて市が林業債を発行しなければならないんですか。そもそもの話ですが。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

林業債については、財政当局との調整で決定されるものと認識をしております。

御指摘の今回の林業債については、事業費全体の4分の1を対象とすべきものという考えでやっております。

以上です。

○森戸委員

わかりました。

それと、今回1件上がったわけなんですが、これが一番緊急性が高いと判断されたんだと思いますが、ちなみに6月、7月の時点で、災害で県も見られて、今後対象になり得るといいますか、対象になるのかどうかわかりませんが、そういうケースは今どのぐらいお持ちでいらっしゃるのかわかります。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

現在、今回補正を上げたもの以外に、4件ほど対象地として考えておりますけど、事業の進捗については、県の予算もございませうことから、今年度更に新たな追加というのは、非常に難しいのではないかと、来年度以降、早急な実施が出来るよう要望も含めて進めて参りたいと考えております。

以上です。

○森戸委員

わかりました。地元の方と話し合いをしながら進めていただきたいと思います。

それと、上島田の公共的な施設災害 復旧の部分ですが、これ、いつぐらいからやられるんですか。

○酒谷農業耕地課長

予算の成立後、準備をすることになるかと思っております。

以上です。

○森戸委員

大体だとすると、いつぐらいからになるんですか、10、11。

○酒谷農業耕地課長

事業主体は、公共的施設の利用者でございますので、時期につきましては、申請者の都合によりますが、11月頃ではないかと思えます。

○森戸委員

了解しました。

○畠堀委員

関連するかもしれませんが、9、10ページの市単独事業としての災害復旧工事、これについては、農道3件と、ため池等含めて全部で11カ所という説明があったんですけども、内容についてどういうところがあるのか教えていただけたらと思えます。

○酒谷農業耕地課長

それでは、予算の内容について説明させていただきます。

全11カ所のうち、水路が7カ所で、室積東伊保木、塩田入野、浅江、光井川地、立野宮河内、東荷樋ノ口、小周防高尾でございます。

ため池が、小周防、道路が、三井溝路、室積西伊保木、三井今栴でございます。

以上でございます。

○畠堀委員

この6月終わりの梅雨前線の集中豪雨によります災害復旧という意味で、そのほかには特に単独事業なり、大がかりな復旧についての予定というのは何かありますでしょうか。

○酒谷農業耕地課長

単独以外に国庫補助事業の採択を受けようとするものが、3件ございます。

1件目は室積の集落道で、道路法面が、50mにわたって崩落しております。2件目が西伊保木の農道で、道路法面が8mにわたって崩落しています。3件目は、立野地区の農業用排水路が、7mにわたって崩落しています。

以上の3件を、国庫補助事業採択に向けて準備している所でございます。

以上でございます。

○畠堀委員

今3件、これ以外にあるということで、今お話、伺いましたけども、特に、室積の集落道が通行止めになって、住民の方への影響も大きいようですけども、このあたり、大体イメージ的には、どんなスケジュール感で今後、復旧に向けて動いていくのか、指

摘できる範囲で教えていただけたらと思います。

○酒谷農業耕地課長

現在、国の災害の査定を受ける準備をしていますが、11月上旬迄に査定を受け、12月の補正予算に計上させていただきたいと思っております。

○畠堀委員

ありがとうございました。

今の御紹介いただいた3件も含めて、この補正に上がっているものについてもそうなんですけども、しっかり地域の方への御説明等、よろしく願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他 (所管事務調査)

質 疑

○森戸委員

数点ほど。

今年度の予算で上がってます新規就農の定着促進事業について、90万円の予算なんですけど、これは応募の状況といいますか、実際に法人に入ろうとされる方等々はいらっしゃるんでしょうか。半年が近くがたちまして。

○酒谷農業耕地課長

新規農業就業者定着促進事業でございますが、現在、農業の担い手や後継者不足が課題になっておりますが、集落営農法人をプラットフォームとして、新規農業就業者の募集から技術研修、就業後の定着まで一貫した支援の強化を図ることで、地域の定着と順調な農業の担い手の確保が期待できることから創設されたものですが、28年度は、法人に就農しております1名の方を支援しております。

○森戸委員

じゃあ、新たにという問い合わせなり、そういう部分っていうのはないんですか。

○酒谷農業耕地課長

現在、ひと・しごと定住総合支援事業におきまして、県外の方から就農相談が、1件ございます。

○森戸委員

了解しました。

それと、6次産業化に関しても予算を確保されておられると思います。商品開発とか販路の開拓とか、農商工連携に対する取り組みなんですが、その辺の進みぐあいと申しますか、何か話があるのかどうかも含めて、お知らせいただけたらと。

○酒谷農業耕地課長

6次産業化・農商工連携促進事業の進捗状況でございますが、相談が1件ございました。しかしながら、採択要件に満たなかったため、実施に至りませんでした。

募集に当たりましては、市民や事業者に対して周知するため、チラシを経済部他、関係各課の窓口配布・設置するとともに、市のホームページ上で、公開し、広く周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

1件の相談っていいですか、全体的に問い合わせとか、その辺のところはどうなんですか。

○酒谷農業耕地課長

今のところ、それだけでございます。

○森戸委員

わかりました。それは、あれですか、周知不足なんですか。どうなんですか、その辺のところは。これに対応するのがないといひますか、そういうことなのか、どうですか。

○酒谷農業耕地課長

周知は図っておりますが、この制度に合致するものが、ない状況でございます。

○森戸委員

了解しました。

それと、有害鳥獣の被害をたくさん聞くわけなんですけど、現状、今年、特に酷暑と言われるような状況で、恐らく餌はないのかなというふうに思うんですが、有害鳥獣に対する対策、しっかりしてくれという声をたくさん聞きます。

今年度の状況っていうんですか、現状はどうなんですか。捕獲できる頭数といひますか、その辺の通報件数といひますか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

今、森戸委員のほうから、有害鳥獣の状況を今年度どうだろうかというお尋ねでございます。

まず、捕獲状況でございますけども、今年の4月から6月末までの3カ月間の状況で申し上げますと、イノシシは捕獲隊による捕獲が19頭、これは昨年と比べますと、約半分でございます。猿とカラスは、残念ながらゼロでございます。

自営わな農家の方が、自分の田畑を守るという目的で、免許を取得し捕獲をしておられ、同じ3カ月間で、イノシシが9頭、これは昨年並みでございます。また、自営わな農家の方もいろいろ苦勞されておまして、猿を2頭捕獲されておるといように聞いております。

それと、市のほうでは、以前から御説明しております、猿の大型囲いわなの設置に向け、事務処理を進めており、現在のところ、一応業者が決定し、今から契約予定というような段階で、早ければ9月中ぐらいの設置を目指したいと考えております。

また、市民からの相談件数でございますが、4月から8月末まで申し上げますと、イノシシが32件で、昨年よりは増えております。猿は6件で、昨年よりは少し減っております。

そういった状況にあり、4月から実施隊も組織したことから、市民へのいろんな周知、指導も含めて、先ほど申し上げました猿の捕獲対策も含めて、取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○森戸委員

じゃあ、例年に比べると、そう多いというわけではないような感じなんですか。

実際、今、箱わなが足りないというようなことを聞いているんですが、みんな出払って、50基ぐらいあるんですけど。その辺のところ、実際どうなんですか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

現在、イノシシ用につきましては、全部で49基あり、そのうち6基が、自営わなの貸し出し用のため、差し引きしますと43基でございます。猿用は9基でございます。それから、カラス用は2基でございます。

現在の箱わなの数が本当に足りておるかどうかということにつきましては、市民からの相談の声を聞き、例えば自営わなの貸し出し用では、現行6基、全てを貸し出しておりますし、捕獲隊のほうにもほとんど貸し出してあります。

もう一つは、現場の対応が捕獲体制も含めて、箱わなが増えて実際できるのかといったあたりも含めまして、関係者ともいろんな協議をして、追加購入等については検討したいというふうに考えております。

以上です。

○森戸委員

了解しました。